

新型コロナウイルス感染症対策本部会議における決定事項

(3月13日開催分)

【保育料の返還について】

3月2日(月)から積極的な家庭的保育をお願いしておりますが、現在、保育園を欠席し、ご自宅で保育いただいている園児の保育料は、4月以降に『返還』させていただきます。

(※1：課税世帯における0～2歳児が対象となります。)

(※2：詳しくは、改めてホームページ等でお知らせする予定です。)

【税の申告について】

『税の申告期間を1か月間延長する』という税務署の決定に伴い、『市税についても1か月延長』させていただきます、申告期間を4月16日(木)までとします。

【休館の延長について】

現在休館中の施設の休館期間を『3月31日(火)まで』延長します。